

ネットワーク大府
指定介護予防訪問介護相当サービス
重要事項説明書

特定非営利活動法人 ネットワーク大府

愛知県大府市森岡町一丁目30番地

TEL：0562（85）7028

FAX：0562（44）2953

介護予防訪問介護相当サービス 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ネットワーク大府
- (2) 法人所在地 愛知県大府市森岡町一丁目30番地
- (3) 電話番号 0562-44-3735
- (4) 代表者氏名 理事 矢澤 久子
- (5) 設立年月 平成11年9月2日（任意団体設立平成4年9月1日）

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防訪問介護相当サービス事業所
- (2) 事業の目的 介護予防訪問介護相当サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ネットワーク大府指定介護予防訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 愛知県大府市森岡町一丁目30番地
- (5) 電話番号 0562-85-7028 FAX 0562-44-2953
- (6) 管理者 服部 淳子
- (7) 当事業所の運営方針
事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成11年9月2日
- (9) 通常の事業の実施地域 大府市
- (10) 営業日及び営業時間

| | |
|-----------|--|
| 営業日 | 月～土8時30分から18時。ただし国民の休日及び12月29日から1月3日までは除きます。 |
| サービス提供時間帯 | 年中 平常8時～18時 早朝6時～8時 夜間18時～22時 深夜22時～翌朝6時 |

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]

| 職 種 | 常 勤 | 非常勤 |
|------------------------------------|-----|-----|
| 1. 管理者 | 1 | |
| 2. サービス提供責任者 | 4 | |
| 3. ホームヘルパー | 常 勤 | 登 録 |
| (1) 介護福祉士 | 6 | 16 |
| (2) ホームヘルパー養成研修2級 課程または初任者研修修了者 | | 39 |

令和元年6月1日現在

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条、第9条)

以下のサービスについては、利用料金の1割、2割又は3割が自己負担額となります。

[サービスの概要]

| |
|--------------------------|
| ○調理・洗濯・掃除等日常生活上の援助を行います。 |
|--------------------------|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防相当サービス支援計画書を踏まえた予防訪問介護相当計画に定められます。

[利用料金]

ご利用料金は、1か月ごとの定額料金です。 負担割合証に準じます。

| サービス内容 | | 自己負担1割の場合 |
|----------|--------------|---------------|
| 訪問型サービスⅠ | 要支援1・2 事業対象者 | 1か月につき 1,356円 |
| 訪問型サービスⅡ | 要支援1・2 事業対象者 | 1か月につき 2,711円 |
| 訪問型サービスⅢ | 要支援2 事業対象者 | 1か月につき 4,300円 |

| | | |
|--------|--------|-----------------|
| 加 算 | 初回加算 | 要支援1・2 事業対象者 |
| | 自己負担1割 | 232円 |

☆月の途中で、①要介護から要支援に変更になった場合、②要支援から要介護に変更になった場合、③要支援の区分が変更になった場合、④同一保険者内の事業所に変更した場合には、日割り計算した利用料をいただきます。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・又はサービス事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 交通費(契約書第9条)

- 買物・移送サービスを受けた場合には介護保険外に 1km80 円の交通費実費をいただきます。
- 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第9条)

前記(1)の利用料は、1か月ごとに計算し、翌月初めにご請求しますので、下記いずれかの方法でお支払い下さい。

| |
|--|
| (1) 郵便局口座の自動引き落とし |
| (2) 訪問徴収 |
| (3) ネットワーク大府の口座へ振り込む あいち知多農業協同組合 大府西 支店 金融コード 6531-481 普通預金口座番号 030331 口座名 特定非営利活動法人ネットワーク大府 |

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日午後5時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

| | |
|---------------------------|--------|
| 利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合 | 1,000円 |

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行うホームヘルパー

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。

(2) ホームヘルパーの交替(契約書第6条)

① ご契約者からの交替の申し出

選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定のホームヘルパーの指名はできません。

② 事業者からのホームヘルパーの交替

事業者の都合により、ホームヘルパーを交替することがあります。ホームヘルパーを交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条)

① 定められた業務以外の禁止

契約者は 定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

③ 介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令

介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は介護予防訪問介護相当サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

④ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第11条)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 事業者及びサービス従事者の義務(契約書第13条)

不測の事態が生じた場合には、主治医に連絡し、管理者と共に速やかに対処します。

(6) ホームヘルパーの禁止行為(契約書第 15 条)

ホームヘルパーは、ご契約者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの物品の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。

障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事故後は、必要な行政への報告書を提出いたします。

7. 通報への同意(秘密保持)

利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性があると考えられる場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は大府市高齢者虐待防止センターに相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。

8. サービス提供記録の開示について

利用者又は利用契約書第 24 条によって定められた代理人により、当該利用者のサービス提供記録開示の要望がある場合には、特定非営利活動法人ネットワーク大府指定介護予防訪問介護事業所個人情報保護規程に基づき、開示いたします。

9. 不測の事態及び苦情の受付について(契約書第 24 条)

不測の事態が生じた場合、又は提供したサービスに関する苦情や相談は以下の窓口へ遠慮なくご連絡下さい。

- 受付窓口 管理者 服部 淳子
 サービス提供責任者 朝倉 かずゑ
 受付時間 24時間 0562-85-7028

- 事業所以外に下記へ苦情を伝えることができます。

| | |
|-------------------|---|
| 大府市役所 高齢障がい支援課 | 所在地 大府市中央町五丁目70番地 電話番号 0562-47-2111 FAX 0562-47-7320 受付時間平日 (月曜日から金曜日) 8:30~17:15 |
|-------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| 愛知県国民健康保険 団体連合会 | 所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 電話番号 052-971-4165 受付時間平日 (月曜日から金曜日) 9:00~17:00 |
|--------------------|---|